

平成29年産青果物の生産販売基本方針について

1. 基本方針

農業を取り巻く情勢は、平成30年産米からの減反政策の廃止、政府の規制改革推進会議農業ワーキンググループや自民党農林水産業骨太方針策定プロジェクトチームによる農業改革、米国次期大統領による環太平洋経済連携協定(TPP)からの離脱表明など地域農業への影響は更に不透明さを増しています。また、生産現場における生産者の高齢化や担い手不足、雇用の確保など課題が山積しています。

稲作を基幹作物とする本県農業においては、農業所得の確保に向けて、「園芸メガ団地育成事業」を起爆剤とし、園芸作物の導入・拡大の機運が高まっており、引き続き、JA生産部会、集落営農組織、農業法人並びに新規就農者等への園芸作物の生産振興を積極的に図っていく必要があります。

以上の情勢を踏まえ、本県農業の生き残りを懸け、生産者・JA・行政・市場・関係機関と一体となって「オール秋田」体制を基本に園芸作物の生産振興と販売を展開します。

2. 重点実施事項

(1) JA・県と連携した生産振興対策

JA・県と連携のもと生産振興を展開し、集落営農組織や農業法人、担い手への園芸作物の新規導入を図り、重点推進品目ならび加工業務用野菜の作付拡大に努めます。

また、最重点品目の枝豆・アスパラガス・ねぎの3品目については、これまで同様、各生産販売戦略会議を中心にJAグループと行政が一体となって生産振興に努めます。

(2) 生産者の手取り最大化・経営の安定化

重点市場との協調販売の実施と「直販」「買い取り」「加工業務需要」への対応強化による生産者手取りの確保に努めます。

(3) 安全・安心な県産園芸作物の取扱拡大

生産履歴記帳運動の完全実施と残留農薬自主検査を継続するとともに、安全・安心な園芸作物生産への取組強化を図り、消費者に信頼される「秋田ブランド」の確立に努めます。

(4) 県産園芸作物の消費・販路拡大

「あきた園芸戦略対策協議会」を事業主体とした県産園芸作物の消費拡大対策の強化と、県の園芸作物販売支援対策と連携した取組みを図り、消費地における指定席確保と販路拡大に努めます。

お問合せは 園芸畜産部 園芸課（工藤） 018-864-2491 へ



JA全農あきた

営農支援部
営農支援課

TEL018-864-2462